

滋賀県立小児保健医療センター機能再構築検討部会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県立病院経営協議会設置要綱第7条の規定に基づき、滋賀県立小児保健医療センター機能再構築検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、滋賀県立小児保健医療センターの医療機能の再構築について検討し、経営協議会に提言等を行う。

(組織)

第3条 部会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、医療関係者、その他必要と認められる者のうちから、病院事業庁長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 部会に部会長1人を置き、委員の互選とする。

2 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、会長が招集する。

2 部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、病院事業庁経営管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

滋賀県立小児保健医療センター機能再構築検討部会 委員名簿

(50音順)

氏名	所属および役職
猪飼 剛	滋賀県医師会会長
石橋 美年子	滋賀県看護協会会長
植松 潤治	滋賀県障害児者と父母の会連合会会長
宇都宮 琢史	草津栗東医師会監事
角野 文彦	滋賀県健康医療福祉部次長
片岡 慶正	滋賀県病院協会会長
川上 寿一	滋賀県立リハビリテーションセンター医療部科長
口分田 政夫	びわこ学園医療センター草津施設長
竹内 義博	滋賀医科大学小児科学講座教授
福田 正悟	守山野洲医師会会長
平家 俊男	京都大学大学院医学研究科発達小児科学教授